5　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に掲げる非居住者等に該当するものを除く。）とする。

一　その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその被支配会社等

二　［略］

三　前号又はこの号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

6　令第三条の二第三項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者又は同号に規定する特定法人に該当する者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

7　令第三条の二第三項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～七　略］

8　令第三条の二第三項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第四項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて、対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第四項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げる非居住者等に該当する場合にあつては第二条第三項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等

4　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める外国投資家は、次に掲げるもの（同条第一項各号に該当するものを除く。）とする。

一　その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域以外の国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

二　［同上］

三　前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

5　令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行う者であつて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

6　令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～七　同上］

7　令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　対内直接投資等に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二　令第二条第十一項第二号から第四号まで及び第二条第二項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）を発行会社の株主総会に提案することを目的とする対内直接投資等

三　対象事業に係る非公開の技術情報の取得その他の当該技術情報の流出につながるおそれのある行為を行うことを目的とする対内直接投資等